

基本計画部会第 1 W G の審議状況について(報告)

(第 9 回会合 ~ 11 回会合)

第1ワーキンググループ報告（骨子案）

（たたき台）

公的統計整備の考え方（スキーム・基準関係）

1 統計ニーズの把握方法

- 産業構造や政策ニーズの変化に的確に対応した統計の作成に当たっては、幅広くニーズを把握し、統計整備に反映することが必要
- このニーズ把握については、基本計画の見直し、各府省横断的な統計の整備・改善の推進、利用者・報告者に対する理解促進等に効果
- このため、従来から各府省が実施してきた個別の取組みに加え、総務省が総合窓口を設置し、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に係るニーズを把握し、各府省で情報を共有。その際、e-Statの利活用状況や、同サイトに意見・要望を把握するための掲示板を設けることについても検討（平成21年度から着手）
- また、統計委員会において、政策部門、学会、経済界等の関係者から構成される【P】「府省横断的なユーザーの意見を聞く機会」を設けて、幅広く把握したニーズから論点を絞って議論し、その結果を、基本計画の見直しや、諮問事項の審議等に活用（平成21年度から着手）

2 基幹統計の指定等の基準の明確化

- 統計法においては、総務大臣が統計委員会の意見を聞いて指定する基幹統計の基準として、次のとおり規定
 - 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - 国際条約又は国際機関が作成する統計において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- この指定基準に該当するかどうかの判断は、個別具体事例に即して行われることが適当であるが、一般的な判断要素の例としては、次のような観点が考えられる。
 - 各分野の主要な構造統計（センサス統計）
 - 月例経済報告で利用されている統計
 - 結果の利用が法令上明記されている統計
 - 人や物の国際的フローを水際で捉える統計
 - 全国的かつ主要な業務統計
 - 全国的かつ重要な加工統計
 - 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計

国連で提唱されたSSDSを基に総務省（統計局）が整理している社会・人口統計体系に掲載されているデータの源泉となっている統計

経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計

- また、基幹統計の指定を個別に検討する際には、上記の判断要素のほか、結果の利活用範囲等を踏まえるとともに、基幹統計を作成するための調査（以下「基幹統計調査」という。）には報告義務が課せられることや、可能な限り地方別表章が行われていることにも留意して検討することが必要
- 【P】将来推計値については、推計のためのパラメーターが客観性・正確性を有し、作成基準が公開されているなどが必要

3 統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価

- 社会経済のニーズの変化に対応した優れた統計を整備するためには、既存統計調査の見直し・効率化が必要
- この見直し・効率化に当たっては、次のような視点から検討することが適当。また、この検討に当たっては、統計の評価とも密接に関連することから、評価結果も踏まえることが必要

行政記録の活用により報告負担の軽減・精度向上を図る余地はないか

当該統計調査を創設する際の利用目的が、評価時点でも有効か

政策の企画・実施にどの程度寄与しているか（各調査項目レベルで政策のどの部分に具体的に寄与しているか）

どのようなユーザー層を想定して作成されているか

ユーザーニーズという観点から公共財として提供すべきものか

作成される統計が幅広く利用されているか

- 【P】総務省（政策統括官）は、上記の見直しの視点やIMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、自己評価のためのガイドラインを策定（平成21年度中）
- 【P】各府省は、所管する公的統計について、上記ガイドラインに基づく自己評価を、重点的かつ計画的に実施（平成22年度から着手）
- 【P】特に、基幹統計調査については、本基本計画の改定時や、法第55条に基づく施行状況報告の際などに、統計委員会の客観的評価も踏まえ、見直し・効率化の余地を検討
- 【P】また、総務省（政策統括官）は、上記1のニーズや自己評価結果を、財務省との調整や承認審査に活用（平成22年度から着手）

4 統計基準の設定

- 統計法に規定された統計基準の設定については、比較可能性の向上、客観性の確保及び重複排除の視点から判断することが必要
- 総務省（政策統括官）は、「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因分類」

に加え、「日本標準職業分類」を分類に関する統計基準として追加するとともに、「指数の基準改定時等」及び「季節調整法の適用」を品質に関する統計基準として指定（平成 年度）

- 総務省（政策統括官）は、「日本標準商品分類」についてサービスの取り扱いを含めて検討を進めた上で、統計基準として指定することの可否を決定。また、「従業上の地位にかかる分類」【P】及び「統計の品質表示のための共通様式」等について、研究を進めた上で、統計基準として設定することの可否を決定（平成〇年度末まで）
- 【P】設定した基準の適用については、個々の基準のこれまでの運用実績や性格を踏まえ、個々にその遵守のレベルを設定
- これらの統計基準のうち、「日本標準産業分類」及び「日本標準職業分類」については、大規模周期調査の実施周期にも配慮しつつ、おおむね5年を目途に、見直しの必要性等を検討することを明確化

統計リソースの有効活用等

1 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

産業構造や政策ニーズの変化に的確に対応した統計を作成することが求められているが、必要な統計リソースが不足との認識

- 各府省は、統計整備を推進する観点から、必要な統計リソースを確保するため、府省内や財政当局の理解を得られるよう最大限努力
- 【P】総務省（政策統括官）は、本基本計画における統計整備の実効性を確保するため、上記 - 1 のニーズや - 3 の自己評価結果も踏まえた財務省との連携の在り方を検討（平成21年度中）

また、総務省（政策統括官）は、各府省における基本計画への予算・人員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等を行うための場を設置（平成22年度以降）
- 【P】各府省は、業務の内容に応じた必要な人材の量（実査、審査、集計部門）と質（企画、分析・公表部門）のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、必要な人員の確保に努力（平成21年度から着手）
- 【P】各府省は、新たな統計の作成、統計調査の実施等に当って、その策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討（平成21年度）
- 各府省は、効率的な統計整備を図るため、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省（統計局）の機能・リソースを最大限に活用するほか、関係府省の協力に基づき、必要に応じ共管・共同調査として実施
- 各府省は、緊急ニーズに的確に対応した統計を作成するに当たって、第一義的に行政記録及び既存統計調査の活用の可能性を検討。その際、既存統計の特別集計に

加え、既存統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討

- また、総務省（政策統括官）は、上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応（平成21年度から着手）

2 実査体制（統計専任職員等）

- 新統計法では、地方公共団体を含めた行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、公的統計を体系的に整備することを基本理念として規定（法第3条）
- 基幹統計を作成するための地方公共団体における事務は、法定受託事務として規定されているが、基幹統計は地方公共団体にとっても基幹的な統計であり、本基本計画に基づく今後の統計整備に当たっては、国と地方公共団体が協働して取り組むことを基本的な考え方とし、次のような方策を多面的に実施

各府省は、地方公共団体を經由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）の範囲を精査し、必要な見直しを実施（平成21年度から着手）

各府省は、実査業務の平準化にも配慮した基幹統計調査の工程表を作成するとともに、総務省（政策統括官）は、新たな統計整備ニーズにも対応するため、地方統計機構の業務量を極力平準化するための調整の場を整備（平成21年度）

各府省は、地方公共団体を經由する調査について、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、地方のニーズにも対応した上乘せ調査（客体数、調査事項）を実施・支援（平成21年度から着手）

なお、政府は、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づく地方分権推進委員会において、国の事務事業、出先機関の見直し等を検討しており、この検討結果によっては、本基本計画が前提とする実査系統にも影響が生じる恐れがあるため、地方分権推進委員会の検討状況に留意することが必要

- 【P】総務省（政策統括官）は、都道府県統計専任職員制度について、基準単価、交付対象範囲等の見直しの余地を検討（平成22年度末まで）
- 各府省は、統計調査員の負担を軽減するため、調査員調査の手法の改善余地を検討するとともに、統計調査員の処遇改善に努力
- 各府省は、統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に調査客体等に対する周知を推進（平成21年度から着手）
- 各府省は、統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する（平成21年度から着手）。また、【P】総務省（政策統括官）は、国及び地方公共団体が民間事業者を活用して調査員調査を実施する場合に備え、予め登録調査員に対し、民間事業者に登録情報を提供することについての意向を確認するよう地方公共団体

に要請（平成21年度）

- 【P】総務省（政策統括官）は、統計調査員の能力認定制度の導入に関する地方公共団体及び統計調査員のニーズも踏まえた実証的な研究を支援（平成21年度から着手）

3 統計職員等の人材の育成・確保

- 【P】各府省は、主に統計関連業務に従事し、統計整備の中核となる職員を育成するため、統計の利用部局（加工・分析業務部門）と作成部局の人事ローテーションを可能な限り確立。また、府省相互の信頼関係を醸成するとともに、良質の人材を育成するという共通認識の下に、【P】任期付職員採用制度の有効活用にも留意し、府省間・国地方間・官学等の人事交流を推進
- 【P】各府省は、今後導入される予定の人事評価制度において、統計に関する専門性の観点を統計関係職員の目標として設定（平成22年度以降）
- 【P】各府省は、人材育成を計画的に推進するため、中核職員の育成率及び総務省統計研修所の研修受講目標等、府省の実情に応じた努力目標を設定（平成21年度中）
- 【P】各府省は、国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣も含めた能力・経験の向上方策を推進
- 【P】総務省（政策統括官）は、統計基準の設定・改訂等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討の場を設け、戦略的な国際対応力を向上を推進
- 【P】総務省統計研修所は、データの2次利用や、データ・エディティング手法などの実務能力向上に直結する研修等を充実（平成21年度から着手）
- 【P】なお、政府では、平成20年6月に公務員制度改革基本法を成立させるとともに、公務員制度改革推進会議を設置し、個別法の検討を進めることとしており、これらの改革の動向にも留意することが必要

4 関係機関等（地方・学会等）との連携強化

- 統計委員会は、「府省横断的なユーザーの意見を聞く機会」に、関係学会の参加を要請し、統計作成・利用の両面からの連携を強化するとともに、統計技術の向上を図るための共同研究を推進（平成21年度から着手）
- 【P】各府省は、統計の調査・研究の実施に当たって、プロジェクト型（公募型・競争型）の研究を推進するとともに、大学及び大学院の講義等も活用して人材を育成（平成22年度以降）

5 統計の中立性

- 【P】各府省は、国民から見て、公的統計が中立的と受け止められることが重要

との視点から、次のような措置を実施

統計作成過程の透明性をHP上で明確化

組織内の事前情報共有の範囲限定を内規として設定

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第9回）議事概要

- 1 日時：平成20年6月6日（金）15:00～17:10
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出席者：
（委員）竹内統計委員会委員長、美添座長、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、山本委員
（審議協力者）総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
（事務局）貝沼総務省政策統括官（統計基準担当） 他
- 4 議事次第
（1）統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用について
（2）統計職員等の人材の育成・確保について
（3）関係機関等（地方、学会等）との連携強化
（4）その他

5 議事概要

冒頭、資料4に基づき、座長から7月22日を予備日とすることについて紹介した。

議題1：統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用について

総務省政策統括官室から、資料3に基づき統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用に関する論点を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 統計の作成は、企画、実査、審査、集計、分析・公表という一連の流れからなるが、質が問われるのは企画と分析・公表である。統計の品質が確保される限り、企画、分析・公表以外の作業はできるだけ民間委託、オンライン調査、機械化等で対応するべきとの考え方もあるが、統計の公表遅延、品質の維持困難等が発生しつつあり、人的リソースの量の確保も重要。新規ニーズに対応するには、プライオリティを付け、整理合理化するものは行った上で、人的リソースの確保について基本計画でも記述すべき。
- ・ リソースについては、まず統計の見直し、効率化を行い、余力を確保して新たなニーズに対応するのが基本。その場合、予算面でも人員面でも各省ごとではなく総枠管理の考え方を導入してもらいたい。オール政府統計という考え方が重要。人員に関しては、量的確保は非常に困難と思われるので、質の向上をより重視すべき。その場合、短期で異動してしまうことをどう解決するかが課題。
- ・ リソースの状況について、国際比較の観点を導入すべき。制度の比較、分野別の比較等を行い、アメリカやEurostatと比べたときの我が国の統計の位置付けを明らかにし、危機感を醸成することが重要。人員については、政府一体的な人事運用の方向性を計画に盛り込むべき。新たなニーズへの取組については、仕事が増えたからリソースが必要という理屈ではなく、統計を巡る環境や需要の変化への対応が必要という点を主張すべき。
- ・ 「厳しい国の財政状況」を前提にせず、統計のあるべき論を率直に書くべき。取組方策の中で、「共

管調査の推進」とあるが、共管調査は調整に労力を費やし非効率なため「推進」するのは疑問。また、「基盤機能の活用」については、アメリカでは労働省労働統計局の統計の実査を商務省センサス局が担っている例があるが、実際に効率的なのかは確認が必要。人員については、統計部局は他に比べ過度に削減されてきたことを踏まえると、最低限の量的確保は必要。緊急ニーズへの対応において、従来原則としてできなかった調査事項の付加等が示されているのは評価。

- ・ 統計委員会がもう少しグランドデザインを描くようなことがあってもよいのではないか。
- ・ 統計の政府横断的な調整については、基本計画策定時に対応すればよいのではないか。予算は、各府省において政策の実施に必要と判断すれば手当てされるものであり、府省を超えたリソースの調整は難しいだけでなく、予算の確保に有効かは疑問。人員については、各府省を超えた調整ができるのであればよいと思うが、現実的には困難ではないか。一方、地方分権の動きの中で、これまで国の職員が行っていた業務について地方自治体が受け皿になる可能性がある。自治体レベルでは、各府省の枠に縛られることはないので、自治体レベルのリソースの強化とあいまってどう考えるかということではないか。いずれにしても、現時点では不確定要素が多すぎると思う。
- ・ 予算については、現在、総務省政策統括官が各省から予算ヒアリングを行い、財務省に意見提出をしているが、このスキームを有効活用してリソースの拡大につなげられないか。統計の整理合理化に関し、一般統計は、基本計画の中で対処することができない。一般統計の省内調整を行うためにも、現在、統計報告調整法に基づき各省に設置されている報告調整官のような制度が新法下でも必要ではないか。
- ・ 報告調整官は、実質的な省内調整を担っている場合もあれば、対政策統括官窓口に止まる場合もあり、各省により実態は様々。
- ・ 基本計画の中には、新法にあるように統計が「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」となっていること、政策立案においてもEvidence based policyであることが重視されてきていることなど、社会における統計の位置付けが変わっていることなどのリソースの必要性の基本的な考え方を盛り込み、予算・定員当局を含めた政府部局内での認識を共通化できるとよい。
- ・ 共管調査は、事務が煩雑になり、「推進」するのは不適切。単独の府省では収まりきれないときに「あり得る」という程度ではないか。
- ・ 本日の議論をまとめると、予算、人員とも制約条件を前提に考えるのではなく、統計をめぐる環境の変化等や国際比較も踏まえた上で必要なリソースがあることを明確にする、特に、人員に関しては、業務の内容に応じ質と量のバランスは異なるとの認識の下、質の向上については具体的方策を盛り込むとともに、量の確保にも言及する、また人事ローテーションについても海外の事例を踏まえ、人事当局の理解を得ることが必要。共管調査については否定的な意見があるが、ノウハウの提供等、各府省の協力の推進が必要なことは確かであり、「関係府省の協力の推進」といった概念にしてはどうか。緊急ニーズへの対応としては、既存調査の活用が重要。個人的には、予め一定の範囲内で実施者の裁量で変更できる調査項目を設定しておくことを想定。
- ・ 新たに整備すべき統計、整理統合すべき統計を「各府省の連絡・調整の場」により具体化するのには困難と考える。もう少し大きな場が必要ではないか。Evidence based policyに必要なデータをどのように整備するのか、誰がどのように具体化するのかをWGで議論してほしい。
- ・ 整備すべき統計や整理統合すべき統計を議論するのは、第2・第3WGであり、第1WGの役割は、基本概念の提示にある。また、過去に実績があるとおり、各府省の調整によっても統計の整理統合は可能と認識。

- 資料にある「各府省の連絡・調整のための場」は、基本計画で示された方針を受け、政府部内の対応を検討する場と想定。基本計画には、「A省が 分野の統計を整備する」といった具体論が記述されることになると思うが、予算面の手当てがされないと計画が実効性のないものになってしまう。「各府省の連絡・調整の場」を機能させ、基本計画の実効性を担保する仕組みを事務局で検討したい。

議題 2：統計職員等の人材の育成・確保について

総務省政策統括官室から、資料 3 に基づき統計職員等の人材の育成・確保に関する論点を説明。主な質疑応答は以下のとおり。

- 資料には、「勤務時間のおおむね半分以上の期間を統計業務に携るような中核となる職員」とあるが、ここは、「主に統計業務に携る」とすべき。
- 必要とされる専門性の内容には、統計調査の実務経験も含むべき。また、統計の枠の中で特定の名称を付した専門職を設置し、人材を育成できるとよい。府省内の人事ローテーション、府省間の人事異動については制度化できないか。
- 人事ローテーションについて指針が作れるとよい。企画、調査、分析等、バランスある能力の育成が重要。府省間人事異動については、統計職員数が減少している現状では、数値目標の設定までは困難ではないか。府省間の人事交流は、相互の信頼関係を醸成するため、良質の人材を育成することが前提。国際関係については、国際機関は試験採用が導入されていることから派遣は難しくなっている。外国の政府統計機関と直接交流を図るのも一つの方法。
- 人材育成のためには、制度的な位置づけが必要。各府省において統計業務の中核となる人材を、例えば「統計官」として位置付けることはできないか。職員の士気も上がり、統計の中立性も高まる。
- 海外の例をみると、例えば、アメリカの商務省経済分析局で GDP 統計を担当している職員は、高い処遇を得ている。人材の育成・確保については、各国とも試行錯誤しており、一つの象徴が Chief Statistician であったと認識。専門性を有した人材の育成には、地方自治体も含めた行政機関内において業務資格制度を設けるのも有効。国際関係を議論する場合には、日本が目標とするレベルを明らかにしておくべき。より一般的にはアメリカや EU といった統計先進国と伍していけるレベルを目指すのか、国際標準を満たすことを目標とするのか、それも諦め国内の需要を満たせばよしとするのか、というような目標を定めた上で、それに必要な人材の育成を図っていくという議論が必要ではないか。
- 目標とするレベルの点については、まず国際機関等で議論されたことを持ち帰って検討するという対応を目指すのが現実的。国際会議等に出席してから得た情報について収穫を各府省間で議論が共有できる場の設定等ができるとうよい。なお、府省間人事異動について、数値目標を設けると、中身が十分吟味されないまま数字が一人歩きしてしまう恐れがあるため適切ではないと考える。
- 組織には、Top Manager と Middle Manager と Worker が必要。統計の世界で Top manager に座るのが Chief Statistician である。Chief Statistician に専門性のある者を就かせるシステムを構築することが必要だが、また Chief Statistician には、単に専門知識だけでなく、広い視野や見識を如何に積みせるかということも重要である。外国では学者が Chief Statistician になる例もあるが、日本では、行政機関内で人材を育成する方が適当。
- 本日の議論をまとめると、育成すべき人材は、非常に高度な専門性ではなく、ある程度の専門性とある程度幅広い経験を有した職員であると認識。また、必要とされる専門能力には実務経験も必要。府省内の人事ローテーションについては、人事評価制度の中で統計に関する専門性を目標に含める、統計関連業務に続けて従事できるよう異動の際に配慮する、府省間人事異動のうち、1 次統計部局

と加工統計部局の交流については、1次統計部局側の実行可能性が問題。また、数値目標は困難、国際分野で活躍できる職員の養成のためには、海外の政府統計機関への派遣の可能性を探ることが必要。私案だが、政府横断的な統計の専門家集団を作れないか検討したい。

議題3：関係機関等（地方、学会等）との連携強化

総務省政策統括官室から、資料3に基づき学会等との連携に関する論点を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 資料1の整理でよいのではないか。行政機関職員の育成という観点からいわゆる研修のみでは不足である。統計の将来について考えるという視点からは、官学の両者共同で研究を行うのが望ましい。

議題4：その他

- ・ 次回は、本日議論できなかった統計の独立性、中立性並びに実査体制（地方専任職員等）及び統計基準の設定について議題とする。実査体制（地方専任職員等）については、事務局から各府省に調査票を送付するので対応をよろしくお願いしたい。
- ・ 次回は、6月20日（金）15:00から、中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室で開催する。

以 上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第10回）議事概要

- 1 日時：平成20年6月20日（金）15:00～17:30
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室
- 3 出席者：
（委員）美添座長、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、山本委員
（審議協力者）総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
（事務局）貝沼総務省政策統括官（統計基準担当） 他
- 4 議事次第 （1）実査体制（地方専任職員等）について
（2）統計基準の設定について
（3）その他

5 議事概要

議題1：実査体制（地方専任職員等）について

総務省政策統括官室から、資料3-1に基づき実査体制（地方専任職員等）に関する論点を説明。主な質疑応答は以下のとおり。

【実査体制の在り方の検討・整理】

- ・ 統計調査員の意識が従来の「ボランティア」から労働に対する正当な対価としての「報酬」意識に変わってきていることを踏まえ、調査の難易度により区分しそれに対応した能力の付与と研修の実施、全国一律の制度とし、導入時期については地方ごとに判断する、制度の検討と実現性の評価を行うための試行を行う、などの統計調査員の資格制度を検討すべき。
- ・ 国と地方の協働であることに異議はないが、基幹統計は国の事務であり、そのコストは国が負担することは明らかにすべき。国で公表する前に地方で利用可能とするようなことも考慮すべきではないか。
- ・ 統計調査において、国と地方は車の両輪であり、実査を伴う調査は地方経由が原則。そのためにもこの機会に地方統計機構の再建を図るべき。
- ・ 国・地方の協働とする概念に賛成。地方統計機構では、組織の弱体化、専任職員費基準単価と実態のかい離等の問題を抱えており、実態を踏まえた国の負担について基本計画で述べるべき。なお、現在進行中の地方分権改革で、国出先機関業務の地方移管が議論されているが、統計委員会としては、実査体制の確保について十分に配慮して総合的に検討すべき旨を言う必要がある。
- ・ 調査員調査を地方経由のメルクマールとする点に関しては、柔軟性も必要。
- ・ 統計の中身も地方にとって必要なので地方の声を反映してほしい。
- ・ 事業主管課経由の調査員調査でない統計調査の中には、その事業と関連のある統計があり、しかもそのデータを使用するなど地方にとって有用な統計はあることから、調査員調査だけを、地方経由調査の基準とすべきではない。
- ・ 「原則として、調査員調査は地方経由」という程度が適当ではないか。

- ・ 国・地方の協働であることに異論はないが、法定受託を限定する観点から、すべての基幹統計調査について「協働」である必要はない。また、実査体制の機能の維持を地方の意欲の有無によるとしてはいるが、意欲の問題ではなく制度や機構の劣化が問題である。
- ・ 報告者負担軽減の観点からも地方業務の平準化が必要。
- ・ 本日の議論をまとめると、国と地方が別々に統計を作成するのは非効率であり、協働するのが適当。ただし、すべての基幹統計調査で協働する必要はなく、また一般統計調査でも協働はあり得る。調査員調査を維持する必要がある調査を地方経由とすることは、一応の判断基準としては適当。実査業務の平準化のために工程表を作成するとともに調整の場を整備。地方にとって役に立つ統計作りを促進するため、地方表章の充実が必要。調査項目・客体数の上乘せは家計調査や農林業センサスで実績もあり適当。基本計画での整理については、「実査体制の機能を今後とも維持する必要があることから、地方公共団体にとっても有用な統計を作成するという視点から地方公共団体が担う業務を精査する、さらに、実査機構として地方公共団体が活動できる方策を多面的に拡充する」というような文言で工夫したい。

【喫緊の課題への対応策】

- ・ 基準単価について実態と乖離とあるが、地方はどのような実態なのか。
- ・ 専任職員1人当たりで都が負担している額は、生涯賃金でみると、派遣職員を雇用した場合に要する費用より高いのではとの議論もある。
- ・ 基準単価と実態との差は2割～4割程度と認識。実態を詳細に把握するには調査が必要。
- ・ 単価だけでなく、急激に減少してきた定員についても、この機会に対応すべき。放置すればそのまま減少を続けると思われる。
- ・ 一般的な定員削減について、統計を別扱いにするのは困難。過剰な削減要求が発生したときに対応が必要。地方の実態については、例えば、総務省から知事部局の年齢構成の推移等に関する資料を提出し議論すべき。
- ・ 専任職員の育成も考えると、コア業務担当職員とそれ以外の職員とに区別し、で交付基準も変えるが一つの方法ではないか。再任用の活用はすべきだが、退職者が減少する中でどの程度活用できるか疑問もある。
- ・ 地方専任費の地方での上乘せに対して、財政部局から理解を得るのに苦労する。府定数条例上規定はないが、実質定数管理している再任用（短時間勤務）職員を専任職員費の交付対象にしてもらいたい。
- ・ 国と地方が別々に統計を作成する場合の非効率さを避けるために「協働」するのであり、その趣旨を踏まえると、地方が一定の負担をすることはあり得るのではないか。
- ・ 趣旨は理解できるが、法定受託事務において地方はあくまで実査担当であり、また国の公表後でない限り地方公表ができないといった制約を考えると、地方負担を許容することは困難。
- ・ 法定受託の形をとらずに、国・地方の協働事業とすることはできないのか。
- ・ 形式上は、法定受託事務の部分を明らかにし、その事務に要する費用は国が負担する形を取らざるを得ない。
- ・ 統計調査に係る地方の事務は補助事業ではなく、受託事業である以上、要する費用は国が負担するという原則は基本計画でも明確にすべき。
- ・ 再任用については、統計業務の経験を有する職員のみを対象とするよう注意が必要。

- ・ 本論点については、更に検討することとする。

【統計調査員制度が抱える課題への対応策】

- ・ 統計調査員の業務を踏まえると、現在の調査員手当の単価は低すぎると認識。統計委員会として調査員報酬を増額する努力が必要。
- ・ 統計調査員の調査内容を見直し、調査員数の負担を減らせば現在の総額を大きく見直さなくても対応できる可能性もある。環境の改善、行政情報の活用、罰則適用の検討も必要。
- ・ 調査対象者にハガキ等で事前周知を行う方法は既に実績があるが、企業内で担当に届かない等、必ずしも有効でない。調査員の了解を得て他部局の調査での活用ということも行っている。
- ・ 民間事業者に登録調査員利用のニーズは確かにあるが、民間開放の趣旨は民間の優れた能力を活用するということであり、調査員個人レベルでの民間の調査活動に従事する場合は別として、国が構築した登録調査員制度により公費で養成した調査員を特定の民間事業者に提供するのは、本末転倒。
- ・ 統計調査員の民間事業への参画の拒否感は薄らいできていると思われる。調査員の資格制度を設定しその名簿登録の際、申し出により民間事業者の活動に参加する名簿にも登録することはあり得るのではないか。問題は、誰がそれらの名簿を管理するかということである。
- ・ 本日の議論をまとめると、調査員調査の手法の改善については、更なる調査員の負担の軽減方策を検討すべきだが経済的見返りも必要と考えられる。引き続き検討が必要。国の統計調査員との連携については、もう少し具体的な提案をいただきたい。統計調査員の処遇改善については、報酬の増額の他に、調査員の立場や果たす役割について積極的な周知することが必要。調査員の中には、報酬よりも国の事業への参画に意義を見出し、奉仕活動として調査に加わっている人もいる。その社会的重要性について国はもっと調査客体に周知を図るべき。民間活用に関しては、登録調査員の希望を踏まえ民間業者側に名簿等を提供するということがよい。統計調査員の認定制度の類似例に社会調査士が挙げられているが、社会調査士はかなり高い専門性を要する資格であり、この場合の想定とは異なる。現在の表彰制度を少しレベルアップし、認定と報酬を連携させたような仕組みを考えていたが、更に検討したい。

議題 2：統計基準の設定について

総務省政策統括官室から、資料 3 - 2 に基づき統計基準の設定に関する論点を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 職業分類は、義務付けまでは不要ではないか。従業上の地位についても分類設定の努力は必要。指数については、答申が出された昭和 56 年当時はラスパイレス指数を前提に議論されており、現在と状況は異なるが、基準年を設定することに意義はある。
- ・ 基準の義務付けについては、原則義務づけと誘導基準のように、遵守のレベルを 2 段階にすることも考えられる。地域区分も軽い義務付けであれば、設定の可能性はあるのではないか。また、統計の品質表示を明確にするための統一フォーマット（調査対象、回収率、調査時点、誤差率等の統一された記入様式）を一つの統計基準とすると利用者にとっての利便性が増す。
- ・ 日本標準商品分類については、いろいろな課題があるので、慎重な検討が必要。
- ・ 資料 3 - 2 で示されている方針については概ね了承。ただし、指数に関しては、連鎖指数等の新たな手法が出てきているので検討の上統計基準として定める。また、地域区分については各省目的が異なるので運用等で解決できるのではないか。統計の品質の表示方法の共通フォーマットについては、

引き続き検討が必要。

議題3：その他

- ・ 次回は、統計の独立性、中立性及び部会報告について議題とする。委員各位において意見をお持ち場合は、今月中に事務局に提出願いたい。
- ・ 次回は、7月7日（月）15:00 から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合(第11回)議事概要

- 1 日時：平成20年7月7日(月)15:00～18:00
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出席者：
(委員)美添座長、伊藤委員、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、森委員、山本委員
(審議協力者)内閣府(経済社会総合研究所) 総務省(統計局) 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
(事務局)中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長 他
- 4 議事次第 (1)統計の中立性等について
(2)部会報告の審議について
(3)その他

5 議事概要

議題1：統計の中立性等について

総務省政策統括官室から、資料1、参考資料2及び3に基づき統計の中立性等に関する論点を説明。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 英国では、閣僚に対する事前説明に関する規律を定めているが、我が国の現状はどうか。
- ・ 公表前の集計結果の漏洩に関しては罰則付きでの禁止規定はあるが、公表前の内部手続について、各省共通の定めは特段ない。
- ・ 独立性、中立性を論じるに当たっては、組織の話か個人の話か、組織内の手続についてまで規律する必要性について整理しておくべき。
- ・ については、組織論でなく、作成過程の透明性について論じたもの、については、大臣への事前説明のタイミングについてまで規律化すべきか議論が必要との趣旨。
- ・ 公表の内部手続について、ガイドライン等で規定することを想定しているのか。
- ・ 原則論としては、透明度を上げていくのが時代の流れだと思うが、杓子定規に当てはめると実務上過度の制約を課すことになるリスクがある。日本では公表前の情報漏洩が大きな問題となっている現状にないのか、外国の例を参考にしつつ検討していくといった姿勢で良いのではないかと。
- ・ 構造統計では、分析の都合上、省内の関係部局と内容について事前に打合せをすることがあり、内部手続があまり制約的だと支障がある。統計の性質によって手続が異なることも留意してもらいたい。
- ・ 加工統計には、政策の立案根拠となるものがあり、その場合、加工統計が政治的な圧力などから独立していることが重要。独立性を担保するため、将来推計値については、前提となる数値の算定根拠を公表することが必要。
- ・ 自己評価のためのガイドラインの中で検討したい。その際、過度に制約的にならないよう統計の中立性、独立性について記述することとしたい。

議題2：部会報告の審議について

主な質疑応答は以下のとおり。

【統計ニーズの把握方法】

- ・ 総合窓口を設置する総務省とは、具体的にはどの部局を意味するのか。
- ・ 政府横断的な運用については、政策統括官室が担当。E-Stat 等については、統計局の協力を得ることを想定。
- ・ 府省横断的なユーザーの意見は、統計委員会の下の専門部会などで随時機会を設けて聴取する形が良いのではないか。
- ・ 府省横断的なユーザーの意見を聞く機会をどのように設けるかは、報告書案の作成過程で整理することとする。

【基幹統計の指定等の基準の明確化】

- ・ 「全国かつ主要な・重要な」という基準はすべての統計に当てはまることであり、業務統計や加工統計を切り分けて整理する必要はないのではないか。また、法律上の基準である全国的な政策の企画立案に必要な統計の例示として、財政支出の判断根拠として用いられるという点を挙げられるのではないか。
- ・ 業務統計、加工統計に関する現在の記述は、両統計について特に指定の対象を厳選する意味だと理解される。
- ・ 今まで指定統計の対象とならなかった業務統計や加工統計が基幹統計の指定対象であることを文章上明確化していると理解すれば良いのではないか。
- ・ 社会・人口統計体系(SSDS)に掲載されているデータの源泉となる統計が挙げられているが、該当する統計は数多くあり、源泉となるデータは指定統計調査やそれに匹敵するものに限定しているわけではなく、基準としては緩すぎるのではないか。
- ・ 「各分野の主要な構造統計」とすると動態統計が抜け落ちる印象を受ける。また重要な加工統計の基礎データとなる統計にも、基幹統計にする必要のない統計がある。
- ・ 意見が出ている箇所は、あくまで判断要素の例である。必要であれば加除可能なので、事務局まで修正意見をお寄せいただきたい。
- ・ 将来推計値は、「統計」と理解して良いのか。
- ・ 外国でも将来推計値を統計と整理している例はあり、将来値だからといって統計から排除する必要はないと考えている。

【統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価】

- ・ 自己評価の関連では、既に政策評価があり、また統計委員会での審議も評価の一環であると理解しているので同じような評価が重複して実施され評価疲れがおきないように配慮いただきたい。
- ・ 統計調査の見直しは、社会変化に対応した優れた統計の整備といった前向きな観点で行ってもらいたい。
- ・ 自己評価を「重点的」に実施とあるが、一部の統計を抽出して行うという意味か、それとも、評価に特に注力するという意味か。
- ・ 毎年度、すべての統計調査について網羅的に行うものではない、との趣旨。
- ・ 見直し・効率化の観点には、体系的整備のための見直し・効率化といった観点も入るのではないか。
- ・ 部会とWGとの役割分担にもよるが、公的統計とは何かといった、基本的な事柄に関する記述を入れるべき。

- ・ リソースについてのそもそも論のようなものは、WGの報告で記述すべき。また、第1WGの報告、統計委員会の答申と基本計画とはどのような関係にあるのか。基本計画が閣議決定されることを考慮すると、第1WGの報告、統計委員会の答申には、リソースに関して大所高所からの議論を書くべきではないか。また答申案は各省協議を行うのか。
- ・ リソースに関しては、本WGの課題となっているので、可能な限りWGの基本的考え方との方策を書いて報告としたい。基本計画については、統計委員会の答申に沿ったものとするのが基本的な方針。各省協議は、基本的には答申を受けて作成した基本計画案で行うが、答申に際しても各府省の一定の合意を得ることは必要と認識。
- ・ 委員会の答申には、新統計法第1条にある目的や公的統計の重要性を、国民向けに分かり易く噛み砕いて記述してもらいたい。

【統計基準の設定】

- ・ 職業分類について、産業分類等と同じレベルの遵守を求めるのは困難ではないか。
- ・ 個々に遵守レベルを設ける旨、記述している。
- ・ 本報告書で言う「品質」はすべて同じ定義と理解して良いのか。
- ・ IMFデータ品質評価フレームワークで言う品質に準拠して考えていくことになる。
- ・ 地域区分や人口階層区分については、統計基準との関係でこれまでの議論でどう整理されたのか。
- ・ 各府省における地域ブロック区分の統一化については、現実的に困難と考えられることから盛り込んでいない。
- ・ 人口階層区分などについては、積極的な研究を行うような記述を検討してみたい。

【統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用】

- ・ 統計委員会の役割が抑制的に書かれている印象を受ける。統計委員会が様々な意見を吸い上げてより主体的な活動が求められるのではないか。各府省における「情報共有・調整等を行うための場」の設置とあるが、これで統計リソースの有効活用などの目的が達せられるのか疑問。
- ・ 指摘の箇所は、委員会から与えられた課題に対応する行政機関側の責任を明確化する趣旨で記述したもので、委員会の役割は法律上も明確化されており、委員会がその役割を十分に果たせるようにしていくことが重要。
- ・ リソースの偏在もあり、また、業務効率化も必要だが、一方で限界に達している部門も存在する。報告書に統計委員会としての人的リソースに関する問題意識を記述しておくべき。
- ・ 時系列的にも、国際比較上も、日本の統計リソースは過度に縮小されてきている。リソースの総量と配分の在り方について、統計委員会が警鐘を鳴らすことが必要ではないか。
- ・ 各省の理解が得られれば、公表の遅延、精度の低下といった支障の実例も書けると良い。
- ・ リソース不足に陥っている箇所（中央か地方か等）を明示した方が良い。
- ・ 「専門家集団」については、フランスの国立統計経済研究所のような組織が理想形だが、それが困難だとすれば、長期スケジュールに基づき、各府省間で専門能力を持った人材を融通し合う形が作れないかと想定。
- ・ リソースの問題は各府省任せにしても進まないのでは、統計委員会の役割は重要。ただし、専門家集団についての実行可能性も十分詰めるべき。
- ・ 統計局では、科学技術基本調査等のように府省横断的な調査を実施しているが、このような調査には「共管・共同調査」はなじまないことを明確にしてほしい。

- ・ 「共管・共同調査」に係る記述は、一般的な方針を示しており、具体化に当たっては、個々の統計調査の性質に応じて判断されるものとする。
- ・ 定員査定当局の理解も得る必要があるため、「財政当局等」とすべき。また、「人材の量と質のバランス」において、部門が例示されているが、必ずしもこういった整理がしきれないところもあるので、例示は不要と考える。

【実査体制（統計専任職員等）】

- ・ 調査環境の整備という観点から、マンションの管理者・オーナー等、民間の協力者の積極的な開拓をリソースに絡めて記述できないか。また、統計調査員の負担軽減と処遇改善を同じ括りで整理するのは、行政改革の精神に反すると誤解されないか。むしろ処遇改善は調査員の調査内容の改革及び能力の向上とあわせて考えるべき。
- ・ 処遇改善は各府省の努力としているが、統一単価に関して改善を図るには統計審議会の答申の改定が必要ではないか。調査の削減等により、調査員手当単価増額のリソースが生み出せないか。
- ・ 国の基幹統計＝地方にとっての基幹統計ではない、新たな統計整備ニーズへの対応とあるが、法定受託事務の新設は現実的ではない、業務量平準化のための調整の場では、調査手法も議題としてもらいたい、統計専任職員制度、調査員調査の手法の見直しについては、少なくとも検討は必ず実施してもらいたい。
- ・ 国の基幹統計が地方公共団体にとっても重要な統計であることはこのWGでの基本的な合意事項と考えており、基幹統計の位置づけは修文の上で残すことでご理解いただきたい。
- ・ 統計専任職員についても基準単価等もさることながら、その数も重要と考えている。また、能力認定制度について研究の主体はどこになるのか。
- ・ 国の厳しい財政事情を考慮すれば、専任職員の基準単価の見直しには、定数の削減が必要と認識。都道府県の実情や意見も踏まえ慎重に検討することが必要。能力認定制度の研究については、国が主体となつての創設は規制緩和に反しかねないことから、公益法人等への委託の可能性を検討。
- ・ 実査体制については、現状の分析を記述すべき。地方分権改革関係の記述では、「実査系統にも影響」ではなく、「公的統計の作成に支障」といった表現が適切。また、「検討状況に留意」については、「検討状況に的確に対応」といった表現にして、基本計画部会につないでもらいたい。
- ・ 実査体制については、きちっと書くべきである。
- ・ 統計専任職員については重要な問題であり、基準単価の見直しですむということではないと認識しており、不足していることを明示すべき。登録調査員の名簿情報を民間事業者に提供することに関しては、基本計画に書くべき内容ではないと考える。

【統計職員等の人材の育成・確保】

- ・ 人事ローテーションの対象として政策部局も想定できるため、統計の利用部局の例示は限定的すぎる。

【関係機関等（地方・学会等）との連携強化】

- ・ 「ユーザーの意見を聴く機会」ではなく、意見交換の場としてもらいたい。

議題3：その他

- ・ 次回は、本WGの報告書案の審議に入るが、報告書案に対する意見がある場合は、7月10日（木）18時までに事務局へ提出いただきたい。
- ・ 次回は、7月22日（火）14:00から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以 上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >